



関連情報

1. 障害学生支援に関する法律等

1. 条約

- 「障害者の権利に関する条約」(〈定義〉第二条、〈教育〉第二十四条)

2. 法律

- 「障害者基本法」(〈定義〉第二条、〈差別の禁止〉第四条)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(P. 254～255参照)
(〈行政機関等における障害を理由とする差別の禁止〉第七条第2項、〈事業者における障害を理由とする差別の禁止〉第八条第2項、〈国等職員対応要領〉第九条、〈地方公共団体等職員対応要領〉第十条、〈事業者のための対応指針〉第十一条、〈報告の徴収並びに助言、指導及び勧告〉第十二条)
- 「発達障害者支援法」(〈教育〉第八条第2項)
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」
(〈身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務〉第三十七条、〈雇用に関する国及び地方公共団体の義務〉第三十八条、〈一般事業主の雇用義務等〉第四十三条)
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称：バリアフリー法 〈特定建築物の建築主等の努力義務等〉第十六条)
- 「障害者総合支援法」
- 「著作権法」(〈視覚障害者等のための複製等〉第三十七条第3項、〈聴覚障害者等のための複製等〉第三十七条の二)
- 「教育基本法」(〈教育の機会均等〉 第四条第2項)

3. 閣議決定

- 「障害者基本計画(第3次)」(平成25年9月27日閣議決定)(P. 256参照)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)

4. その他

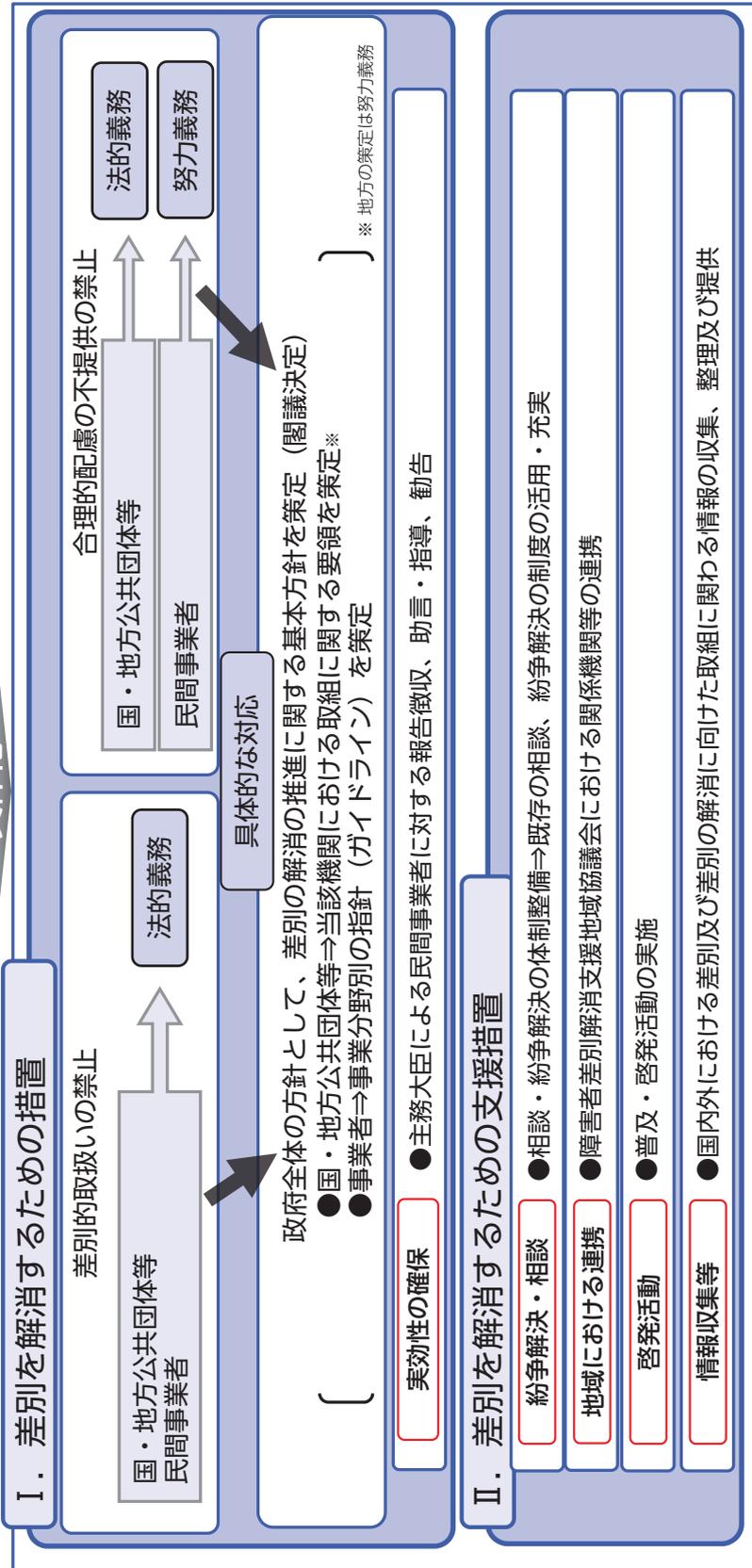
【文部科学省による障害のある学生への支援に関する主な通知等】

- 平成17年4月1日付け
初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ青少年局長通知(17文科初第211号)
「発達障害のある児童生徒等への支援について」
- 平成24年12月25日付け 高等教育局長通知(24文科高783号)
「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)について(通知)」(P. 257～261参照)
- 平成25年7月4日付け 高等教育局長通知(25文科高282号)
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について(通知)」
- 平成26年3月31日付け 特別支援教育課長、学生・留学生課長通知(25初特支第33号)
「登録特定行為事業者となっている学校における医師の指示書の取扱いについて(通知)」
-
- 平成24年4月27日付け 事務連絡
「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて」
- 平成26年3月31日付け 事務連絡
「[障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化]の改正について」

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないうよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	--	--	---

具体化



※内閣府資料

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

- ・障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化
- ・それが遵守されるための具体的な措置等を規定
- ・平成25年6月公布、平成28年4月施行（一部を除く）

第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止（抜粋）

- 2 **行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止（抜粋）

- 2 **事業者**は、(同上) …必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

国公立大学・高専など ⇒ 行政機関等（第2条第3号） ⇒ **法的義務**
学校法人、学校設置会社 ⇒ 事業者（第2条第7号） ⇒ **努力義務**

《差別を解消するための措置（具体的な対応）》

○政府

⇒差別の解消の推進に関する「**基本方針**」を策定（第6条）※

○国の行政機関の長、独法等（≡**国立大学・国立高専**）

⇒基本方針に則し、当該機関における取組に関する「**国等職員対応要領**」を策定（第9条）

○地方公共団体の機関、地方独立行政法人（≡**公立大学・公立高専**）

⇒「**地方公共団体等職員対応要領**」を策定（努力義務）（第10条）

○事業者（≡**学校法人、学校設置会社**）

⇒主務大臣が事業分野別の「**対応指針**」（ガイドライン）を策定（第11条）

主務大臣は事業者に対し、報告徴収、助言・指導、勧告できる（第12条）

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）

《差別を解消するための支援措置》

○相談、紛争防止・解決の体制整備

⇒既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実（第14条）

○地域における連携

⇒**障害者差別解消支援地域協議会**による関係機関の連携（第17～20条）

((独) 日本学生支援機構主催

「平成26年度全国障害学生支援セミナー 体制整備支援セミナー」 文部科学省資料より)

■第3次障害者基本計画（平成25年9月27日閣議決定） 【高等教育における支援の推進】

—計画期間：平成25年度から29年度までの概ね5年間—

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく，国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け，障害のある児童生徒が，合理的配慮を含む必要な支援の下，その年齢及び能力に応じ，かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また，障害者が円滑に文化芸術活動，スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう，環境の整備等を推進する。

(3) 高等教育における支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において，障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう，**授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮，教科書・教材に関する配慮等を促進**するとともに，**施設のバリアフリー化を推進**する。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については，障害者一人一人のニーズに応じて，より柔軟な対応に努めるとともに，高等学校及び大学関係者に対し，配慮の取組について，一層の周知を図る。
- 障害のある学生の**能力・適性，学習の成果等を適切に評価するため，大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進**する。
- 入試における配慮の内容，施設のバリアフリー化の状況，学生に対する支援内容・支援体制，障害のある学生の受入れ実績等に関する**各大学等の情報公開を促進**する。
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など，支援体制の整備を促進**するとともに，障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し，**大学等間や地域の地方公共団体，高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進**する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため，その**基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供，教職員に対する研修等の充実**を図る。

((独) 日本学生支援機構主催

「平成26年度全国障害学生支援セミナー 体制整備支援セミナー」 文部科学省資料より)

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、(1) 大学等における合理的配慮の対象範囲、(2) 中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
(科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む)
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
- ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
- ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
- ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において台意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

本報告（第一次まとめ）本文は、文部科学省ホームページ：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm に掲載。

■障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

（独）日本学生支援機構

「平成26年度全国障害学生支援セミナー 体制整備支援セミナー」文部科学省より

○合理的配慮の対象範囲

○「学生」の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生

（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）

○「障害のある学生」の範囲

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

○学生の活動の範囲

授業、課外授業、学校行事への参加等、**教育に関する全ての事項**を対象

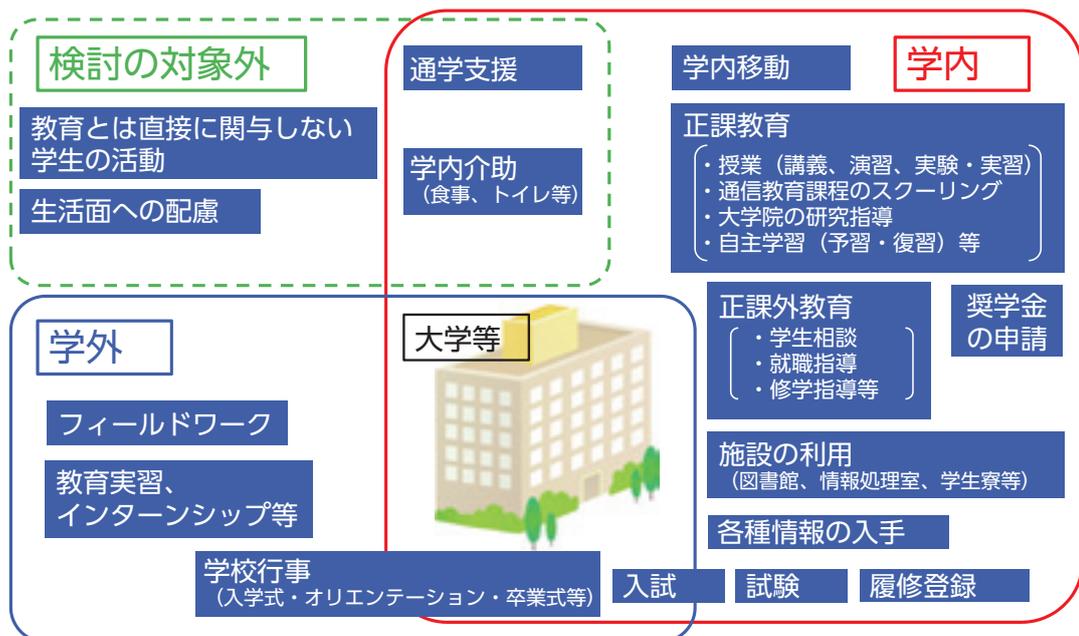
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

※社会的障壁：障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。



「障害」は「個人の問題」のみではなく、「**社会（環境）側の問題**」という捉え方

○合理的配慮の対象範囲（イメージ）



○合理的配慮の考え方①

合理的配慮＝変更・調整を行うこと

○検討会報告（第一次まとめ）における定義

- ・ 障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ・ 障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの 個々の学生の教育的ニーズに応じて提供かつ
- ・ 大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

大学等にとって過度な負担ではないか
＝合理的か

【参考】障害者の権利に関する条約の定義
第2条定義（抜粋）

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

合理的配慮は多様かつ個別性が高く、「何が合理的配慮か」を網羅して示すことは難しい
⇒大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を整理

○合理的配慮の考え方②

項目別主な記載内容

- ①機会確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

○合理的配慮の考え方③

基本的な考え方

修学機会の確保

- 入試
 - ・大学の学修に必要な能力・適性等について、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供
- 受入れ後
 - ・個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障

一方で…

高等教育の質の維持

- ただし、
- ・教育の本質や評価基準を変えてしまうこと
 - ・他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うこと
- を求めるものではない

大学等にとって過度な負担ではないか

変更・調整

個々の学生の教育的ニーズ

○合理的配慮の考え方④

受入れ姿勢・方針の明示（≒情報公開）

進学希望者・学生

⇒情報不足

- ・どのような支援が受けられるか
- ・過去に同じような学生が在籍していたか



各大学等がホームページ等で情報提供

- ・可能な限り具体的に（支援内容・体制、受入れ実績等）
- ・アクセシブルに

学生本人からの支援の申出

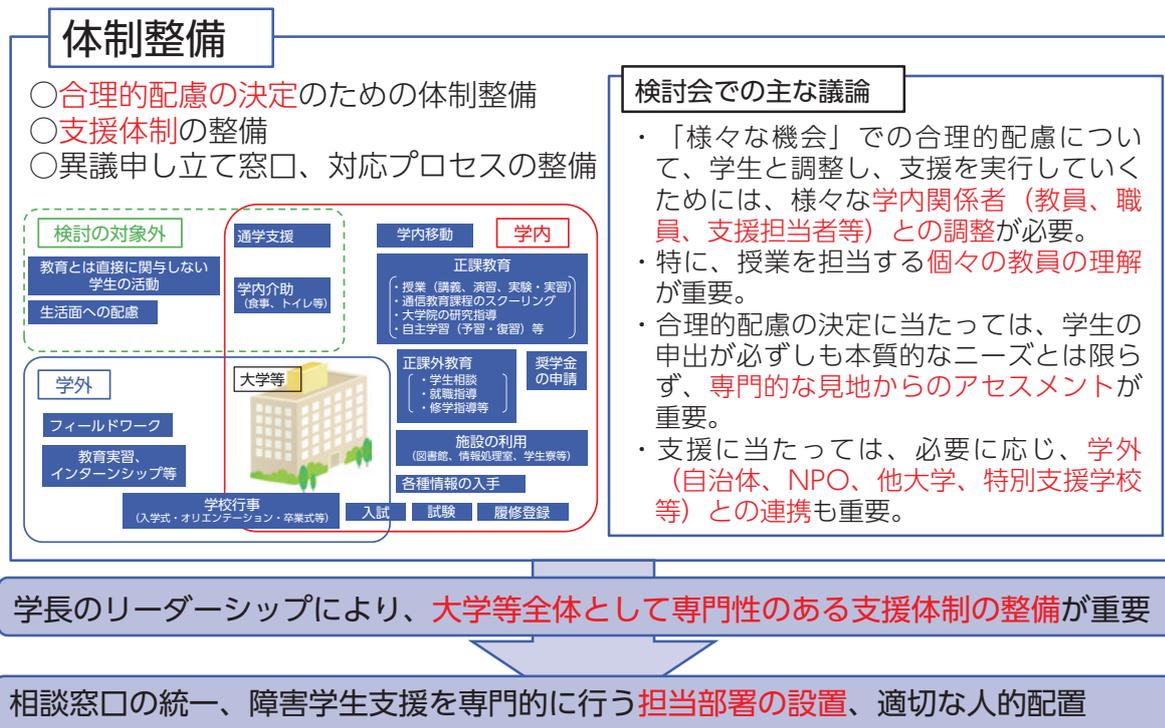
合意形成・決定過程

- ・学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重し、個別の検討・判断
 - ・意思表明プロセスを支援（本人が必ずしも単独で意思疎通できるとは限らない）
- ⇒専門家の同席、情報を整理して提示
- ・過度な干渉やハラスメントの防止
 - ・根拠資料の提出を求める（他の学生との公平性）
- （障害者手帳、診断書、心理検査の結果、専門家の所見、大学入学前の支援状況の資料等）

体制整備

- 合理的配慮の決定のための体制整備
- 支援体制の整備
- 異議申し立て窓口、対応プロセスの整備

・体制整備について



○短期的課題と中・長期的課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
 - ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
 - ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
 - ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①大学入試の改善 ③通学上の困難の改善 ⑤通信教育の活用 ⑦専門的人材の養成 ⑨財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> ②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化 ④教材の確保 ⑥就職支援等 ⑧調査研究、情報提供、研修等の充実 |
|--|--|

2. ウェブサイト (Web)・図書等

【共通】

- (Web) 内閣府 障害者施策
URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai>
- (Web) 独立行政法人 日本学生支援機構 障害学生支援情報
URL : http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html
- (Web) 独立行政法人 大学入試センター (センター入試)
URL : <http://www.dnc.ac.jp/center/>
- (Web) 厚生労働省 日常生活用具給付等事業
URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/seikatsu.html
- (Web) AT2ED : エイティースクウェアード (東京大学・学際バリアフリー研究プロジェクト)
URL : <http://at2ed.jp> ※福祉機器の製品・メーカー情報
- (図書) 「障害学生支援入門 -誰もが輝くキャンパスを-」
編：鳥山由子・竹田一則 出版：ジアース教育新社 (2011年)

【視覚障害】

- (Web) 全国高等学校長協会入試点訳事業部
URL : <http://www.braille-exam.org/>
TEL/FAX : 03-3945-6824
- (電話番号等) 全国盲学校長会大学進学支援特別委員会事務局
TEL : 03-3943-5423
FAX : 03-3943-5410
※視覚障害者の大学進学に関する総合的な支援・助言等
- (Web) サピエ (視覚障害者情報総合ネットワーク)
URL : <https://www.sapie.or.jp/>
※点字図書・デイジー図書等のデータベースおよびダウンロードサイト
- (Web) 国立国会図書館 視覚障害者等への図書館サービス
URL : <http://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual.html>
- (Web) 公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン (国土交通省)
URL : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html
- (図書) 「視覚障害学生サポートガイドブック」
監修：鳥山由子 著者：青松利明・石井裕志・青柳まゆみ 出版：日本医療企画 (2005年)
- (DVD) 「視覚障害学生の入学が決まったら一手や耳や低視力で読めるメディア変換を知ろうー音声ガイドつき」
著者／出版：筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部 (2013年)

【聴覚障害】

- (Web) 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (PEPNet-Japan)
URL : <http://www.pepnet-j.org>

- (図書) 「**一步進んだ聴覚障害学生支援—組織で支える**」
著者：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク聴覚障害学生支援システム構築・運営マニュアル作成事業グループ
編者：金澤貴之・大杉豊 出版：生活書院 (2010年)
- (図書) 「**大学ノートテイク支援ハンドブック**」
編著：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク情報保障評価事業グループ
出版：人間社 (2007年)
- (図書) 「**大学ノートテイク入門**」
著者：吉川あゆみ・太田晴康・広田典子・白澤麻弓
編集協力：関東学生情報保障者派遣委員会 出版：人間社 (2001年)
- (図書) 「**聴覚障害学生サポートガイドブック**」
監修：齋藤佐和 著者：白澤麻弓・徳田克己 出版：日本医療企画 (2002年)
- (Web) 「**大学での手話通訳ガイドブック—聴覚障害学生のニーズに応えよう！—**」
編：石野麻衣子・白澤麻弓 出版：日本聴覚障害学生支援ネットワーク (2012年)
URL：http://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/file/SLI_guidebook/SLI_guidebook.pdf
- (Web) 「**聴覚障害学生のエンパワメント事例集**」(PEPNet-Japan)
URL：<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/modules/tinyd7/index.php?id=42&tmid=354>
- (図書) **パソコンノートテイク導入支援ガイド—やってみよう！パソコンノートテイク**
出版：筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター (2008年)
- (図書) 「**難聴児・生徒理解ハンドブック—通常の学級で教える先生へ**」
編著：白井一夫・小網輝夫・佐藤弥生 出版：学苑社 (2008年)
- (図書) 「**きこえにくいお子さんのために —聴覚障害サポートハンドブック軽度・中等度難聴編—**」
編集：全国早期支援研究協議会 (2007年)

【**肢体不自由**】

- (Web) **国土交通省 バリアフリー・ユニバーサルデザイン**
URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>
- (図書) 「**AAC入門 —拡大・代替コミュニケーションとは—**」
著者：中邑賢龍 出版：こころリソースブック出版会 (2002年)
- (図書) 「**これであなたも車いす介助のプロに！シーティングの基本を理解して 自立につながる介助をつくる**」
編著：木之瀬隆 出版：中央法規出版 (2008年)

【**病弱・虚弱**】

- (Web) **独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (病弱・身体虚弱教育)**
URL：<http://www.nise.go.jp/cms/keywords/1.-.kwstring.9.html>
- (Web) 「**病気の児童生徒への特別支援教育～病気の子どもの理解のために～**」(支援冊子)
編：独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
URL：<http://www.nise.go.jp/portal/elearn/shiryoku/byoujyaku/supportbooklet.html>
- (Web) **難病情報センター**
URL：<http://www.nanbyou.or.jp/>

- (図書)「特別支援教育に生かす 病弱児の生理・病理・心理」
編著：小野次朗・西牧謙吾・榊原洋一 出版：ミネルヴァ書房 (2011年)

【発達障害】

- (Web) 発達障害教育情報センター (独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所)
URL : <http://icedd.nise.go.jp>
- (Web) 発達障害情報・支援センター (国立障害者リハビリテーションセンター)
URL : <http://www.rehab.go.jp/ddis/>
- (Web)「就職支援ガイドブック…発達障害のあるあなたに…」
(独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター)
URL : http://www.nivr.jeed.or.jp/research/kyouzai/24_guidebook.html
- (Web)「発達障害者の就労支援」(厚生労働省)
URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/06d.html
- (図書)「DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」
監修：日本精神神経学会 出版：医学書院 (2014年)
- (図書)「Q & A 大学生のアスペルガー症候群～理解と支援を進めるためのガイドブック～」
著者：福田真也 出版：明石書店 (2010年)
- (図書)「発達障害大学生支援への挑戦～ナラティブ・アプローチとナレッジ・マネジメント～」
著者：斎藤清二、西村優紀美、吉永崇史 出版：金剛出版 (2010年)
- (図書)「ADHDコーチング：大学生活を成功に導く援助技法」
著者：パトリシア・O・クイン、ナンシー・A・レイティ、テレサ・L・メイトランド
監訳：篠田晴男、高橋知音 出版：明石書店 (2011年)
- (図書)「大学生の発達障害」
監修：佐々木正美、梅永雄二 出版：講談社 (2010年)
- (図書)「大学・高校のLD・AD/HD・高機能自閉症の支援のためのヒント集～あなたが明日からできること」
著者：太田正己、小谷裕実 出版：黎明書房 (2009年)
- (図書)「発達障害と大学進学」
著者：アン・パーマー 訳・解説：服巻智子 出版：クリエイツかもがわ (2007年)
- (図書)「キャンパスの中のアスペルガー症候群」
著者：山崎晃資 出版：講談社 (2010年)
- (図書)「発達障害のある人の大学進学 どう選ぶか、どう支えるか」
著者：高橋知音 出版：金子書房 (2014年)
- (図書)「発達障害のある大学生のキャンパスライフサポートブック」
著者：高橋知音 出版：学研教育出版 (2012年)
- (図書)「学生相談と発達障害」
著者：高石恭子、岩田淳子 出版：学苑社 (2012年)

【精神障害】

- (Web)「精神障害者の就労支援」(厚生労働省)
URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa/06c.html>
- (図書)「大学教職員のための大学生のこころのケア・ガイドブック 精神科と学生相談からの15章」
著者：福田真也 出版：金剛出版 (2007年)

- (図書) 「高校生・大学生のメンタルヘルス対策：学校と家庭でできること」
著者：石川瞭子 出版：青弓社（2013年）
- (Web) 厚生労働省 知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス総合サイト
URL：http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html
- (Web) 厚生労働省 こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～
URL：http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/
- (Web) 公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
URL：http://www.japc.or.jp/
- (Web) 国立精神・神経医療研究センター
URL：http://www.ncnp.go.jp/
- (Web) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
URL：http://www.jeed.or.jp/disability/
- (Web) 国立職業リハビリテーションセンター（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構）
URL：www.nvr.cd.ac.jp/

3. 障害学生向け奨学金

以下は、特に障害学生を対象とした奨学金です。なお、障害学生が一般の奨学金に応募することも可能です。

【共通】

●公益財団法人 ダスキンの愛の輪基金

内容：障害のある人を対象とする海外研修派遣制度

〒564-0051 大阪府吹田市江坂町3-26-13 ダスキンの愛江坂町ビル

TEL：06-6821-5270

FAX：06-6821-5271

URL：http://www.ainowa.jp

●一般社団法人 大学女性協会（JAUW）

内容：身体に障害のある女子大学生及び大学院生の奨学金（社会福祉奨学金）

〒160-0017 東京都新宿区左門町11-6-101

TEL：03-3358-2882

FAX：03-3358-2889

URL：http://www.jauw.org/scholarship/scholarship.html

●公益財団法人 ヤマト福祉財団

内容：障害のある大学生（4年制大学）のための奨学金

〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-18 ヤマト銀座ビル7F

TEL：03-3248-0691

FAX：03-3542-5165

URL：http://www.yamato-fukushi.jp/works/subsidy/scholarship.html

【視覚障害者用】

●一般社団法人CWA J

内容：日本及び海外の大学または大学院等で学ぶ視覚に障害のある学生の奨学金
〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-13-703
TEL：03-3491-2091
FAX：03-3491-2092
E-mail：scholarship@cwaj.org
URL：http://www.cwaj.org/Scholarship/scholarship-j.html

●社会福祉法人 聖明福祉協会（盲大学生奨学金貸与事業）（申し込みは下記※1まで）

内容：視覚に障害のある大学・短期大学生及び大学院生向け奨学金
〒198-8531 東京都青梅市根ヶ布2-722
TEL：0428-24-5700
FAX：0428-24-3871
URL：http://www.seimeien.jp/about/scholarship.html

●一般財団法人 日本メイスン財団（申し込みは下記※1まで）

内容：視覚障害者向け点訳費用補助
〒105-0011 東京都港区芝公園4-1-3
TEL：03-3431-0033
FAX：03-3578-8440
E-mail：info@masonicfoundation.or.jp
URL：http://www.masonicfoundation.or.jp/

※1 社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
〒167-0034 東京都杉並区桃井4-4-3 スカイコート西荻窪2
TEL：03-5310-5051
FAX：03-5310-5053
E-mail：mail@siencenter.or.jp
URL：http://www.siencenter.or.jp

【聴覚障害者用】

●NPO法人 日本A S L協会

内容：聴覚障害者の海外留学奨学金（日本財団 聴覚障害者海外奨学金事業）
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-3-11
飯田橋ばんらいビル701号室
FAX：03-3264-8977
E-mail：ryugaku@npojass.org
URL：http://www.npojass.org/

4. 学生保険等

機関が申し込む保険等を記載しました。以下の他に民間の保険会社が取り扱う「施設賠償責任保険」等があります。

【共通】

- **公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）**
内容：学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行なう災害補償制度。学研災付帯賠償責任保険、学研災付帯学生生活総合保険も併せて加入可能。
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
公益財団法人 日本国際教育支援協会 保険・補償課
TEL：03-5454-5275
FAX：03-5454-5232
URL：<http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

- **一般社団法人 国立大学協会（略称：国大協） 国立大学法人総合損害保険制度**
内容：国立大学法人のリスクに対応する各種の保険を一つにまとめた保険で、全国立大学法人が加入。
URL：<http://www.janu.jp/>
(※本制度に関する問い合わせは上記URLよりお尋ねください。)

- **独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度**
内容：義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園及び保育所の管理下における災害に対して行なう災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）
URL：<http://jpnsport.go.jp/anzen/saigai/tabid/56/default.aspx>